

令和5年度介護保険料にかかる新型コロナ減免の実施について

新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的困窮を余儀なくされた65歳以上の市民(介護保険第1号被保険者)に対し、令和元年度から介護保険料の減免を実施してきましたが、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえ、令和4年度までで国の財政支援が終了となることから、令和5年度からの保険料は減免の対象外となります。

ただし、以下の場合においては、引き続き減免の対象として取扱うこととなっております。

●減免対象の介護保険料：令和4年度分の普通徴収随時期分

徴収方法	令和4年度分	随時期分とは
普通徴収	随時期分	令和4年度末に資格を取得したことにより、令和5年4月以後に普通徴収の納期限が設定されているもの
特別徴収	—	—

●減免基準(厚生労働省より令和4年12月20日通知) ※令和4年度(現行)の減免基準と変更なし

減免基準		算定方法
①	世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に罹患し死亡した、もしくは重篤な傷病を負った(1か月以上の治療が必要になった)場合	減免対象保険料の全額を減免
②	世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入等の減少が見込まれ、次の2つの要件を満たした場合 ア. 令和4年の事業収入等が令和3年分と比較して3割以上減少する見込がある (令和3年の当該所得金額、合計所得金額が0円以下の場合を除く) イ. 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下である ※事業収入等：事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれか。 ※事業収入等の減少額は、保険金などで補填があった分を除いて算定。	減免対象保険料のうち、算定式に基づいて算定した金額

【過去の減免実績】

※令和5年3月末時点

賦課年度	主たる生計維持者が…				合計
	死亡 (全額減免)	重篤な傷病 (全額減免)	収入減少 (減額割合：全部)	収入減少 (減額割合：8割)	
令和元	10,600円 (1人)	0円 (0人)	913,690円 (66人)	293,000円 (21人)	1,217,290円 (88人)
令和2	46,200円 (1人)	0円 (0人)	5,526,540円 (78人)	1,881,630円 (22人)	7,454,370円 (101人)
令和3	2,150円 (1人)	0円 (0人)	4,798,400円 (63人)	432,620円 (5人)	5,233,170円 (69人)
令和4	0円 (0人)	0円 (0人)	1,236,620円 (11人)	538,570円 (7人)	1,775,190円 (18人)
合計	58,950円 (3人)	0円 (0人)	12,475,250円 (218人)	3,145,820円 (55人)	15,680,020円 (276人)

※令和4年度については実績見込

(資料作成者：高齢介護課保険料係)